

定例会議資料	令和3年度警察官B採用試験について	令和3年7月21日 警務課
--------	-------------------	------------------

1 過去5年間の警察官B採用試験実施状況

	H28	H29	H30	R1	R2
受験者数(男)	140	116	109	99	115
合格者数(男)	35	37	32	26	35
競争倍率(男)	4.0	3.1	3.4	3.8	3.3
受験者数(女)	37	39	51	26	33
合格者数(女)	6	10	9	4	9
競争倍率(女)	6.2	3.9	5.7	6.5	3.7

2 警察官B採用試験の日程等

受験年齢等	試験案内 公開日	申込み 受付期間	第1次 試験日	第1次 試験会場	第2次 試験日	最終合格 発表時期
昭和62年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。 ただし、学校教育法による4年制の大学等を卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者を除く。	8月16日 (月曜日)	8月16日 (月曜日) ~ 9月7日 (火曜日)	10月17日 (日曜日)	高知会場 幡多会場	11月上旬 ~ 11月下旬	12月上旬

採用予定人員は、8月16日(月)の試験案内日に公開

3 募集活動

(1) リクルーター

令和3年5月10日(月)にBリクルーター17名を指定

母校に招へいされての職業紹介、後輩に対する勧誘活動を実施

(2) 就職説明会

ア 県内高校、専門学校

イ 体験型説明会・・・高知南警察署(8月9日(月))

ウ オンライン説明会・・・8月27日(金)、9月1日(水)、2日(木)

(3) オープンキャンパス

8月20日(金)に警察学校で開催予定

(4) 高校生が出演するCMの作成・放映

第3回として、公募した申込者に対してオーディションを実施し出演者・楽曲を選出中である。完成作品はB採用申込み受付期間中にテレビCM等として放映予定。

(5) 動画活用

B採用試験の受験者募集に向けた新たな動画を制作し、SNS等で配信予定

定例会議資料	銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について	令和3年7月21日 生活安全企画課
1 改正法の趣旨 最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等を鑑み、これによる危害の発生を防止するため、原則、その所持を禁止するとともに許可制とすることとなった。 2 改正法の公布日等 公布日：令和3年6月16日 (施行は公布日から9か月以内の政令で定める日) 3 改正法の概要 (1) クロスボウの所持の禁止に関する規定 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウが所持の禁止の対象 (2) クロスボウの所持許可制に関する規定 ア 標的射撃等一定の用途で、クロスボウごとに公安委員会申請と許可が必要 イ 所持許可後のクロスボウの確認等 ウ 所持許可の要件等 (ア) 人的・物的欠格事由に該当しないこと (イ) 基準に適合する保管庫の設置 (ウ) 講習受講 エ クロスボウ所持時の禁止事項等 (ア) 正当な理由以外での携帯・運搬の禁止 (イ) 危害予防上必要な措置がとられている場所以外での標的射撃の禁止 (ウ) 許可の用途以外での矢の装填、発射の禁止 (エ) 許可にかかるクロスボウは自ら保管が原則、矢と一緒にの保管禁止 (オ) 譲渡(購入等)の場合の相手方の所持許可等の確認の義務 (3) クロスボウの製造又は販売の届出に関する規定 業としてクロスボウの製造や販売をする者は公安委員会に届出が必要 4 クロスボウ等の引取り (1) 期間 本年6月16日から経過期間(改正法施行日から起算して6か月が経過する日までの間)が終了するまでの間 (2) 場所 署の生活安全課又は刑事生活安全課 (3) 留意点 ア クロスボウ等の回収を促進する観点から無償で引取りを実施する イ クロスボウの矢や部品、故障品についても引取りを行う ウ 引取りの際は身分確認が必要となる 5 広報活動の推進 県警HPや電子掲示板、ミニ広報紙への掲載や駐在所でのポスターの掲示等。		

定例会議
資料

令和3年上半期の少年非行情勢について

令和3年7月21日
少年女性安全対策課

1 非行少年等の推移

単位：人

	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	不良行為少年
	刑法犯少年	触法少年(刑法)	小計	特別法犯少年	触法少年(特別法)	小計		
H29	104	47	151	21	1	22	3	2,098
H30	108	46	154	15	1	16	0	1,725
R 1	94	61	155	19	0	19	0	1,689
R 2	78	50	128	31	2	33	0	1,374
R3.6末	51	19	70	18	0	18	1	661
前年同期比	10	-3	7	6	-2	4	1	112

令和3年6月末については暫定値（以下同じ）。

2 刑法犯少年、触法少年（刑法）の罪種別・学職別状況

		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯								知能犯		風俗犯		占有離脱物横領等その他		合計			
		侵入窃盗		万引き		乗り物盗		その他															
		人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比				
児童生徒	未就学					0	-1					-1							0	-1			
	小学生			1		8	-2			6	1	-1	2	-2			1	-1	1		11	-3	
	中学生			6	3	18	10	2		11	6	4	4	1			-2		11	8	35	19	
	高校生		-2		-1	6	1			2		4	2		-1	1	1		4		11	-1	
大学生・その他学生						1	-1					1	-1					-1		-1	1	-3	
有職少年				1	-1	4	3	2	2			1	1	1		1			3		9	2	
無職少年			-1		-2	0	-4				-1				-3				3	1	3	-6	
合計		0	-3	8	-1	37	6	4	2	19	6	10	4	4	-6	2	-1	1	-2	22	8	70	7

3 再非行少年の状況

	H29	H30	R元	R 2	R 3 6 末	前年 同期比	増減率
刑法犯少年 触法少年（刑法）	151	154	155	128	70	7	11.1%
再非行少年	54	51	48	40	20	-4	-16.7%
再非行率	35.8%	33.1%	31.0%	31.3%	28.6%	-9.5pt	

4 いじめに起因する事件・校内暴力

	いじめに起因する事件		校内暴力	
	人数	件数	人数	件数
H29	0	0	6	6
H30	4	1	2	2
R1	0	0	4	4
R2	0	0	5	4
R3.6末	0	0	1	1
前年同期比	0	0	-1	-1

5 特別法犯少年、触法少年（特別法）の罪種別・学職別状況

		大麻取締法		覚醒剤取締法		銃刀法		軽犯罪法		迷惑防止条例		青少年保護育成条例		児童買春・児童ポルノ禁止法		その他		合計	
		人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比
児童・生徒等	小学生以下								-1										-1
	中学生							1	1		-1							1	
	高校生		-1					7	5					1			-1	8	3
大学生・その他学生										2	1							2	1
有職少年			-1					2	2				-1	1	1	1	-1	4	
無職少年		1	1					1	1				-1			1		3	1
合 計		1	-1					11	8	2			-2	2	1	2	-2	18	4

その他は、麻薬特例法 1 名、廃棄物処理法 1 名

6 不良行為少年の補導状況

	児童・生徒						大学生		その他学生		有職少年		無職少年		合計	
	小学生以下		中学生		高校生											
	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比	人数	前年同期比
飲酒			2	-1	8	-8	7	3	4	2	23	2	11	-8	55	-10
喫煙	1	1	27	3	50	-1	8		11	-6	75	-14	68	22	240	5
深夜はいかい	3	3	43	21	97	7			3	-1	46	7	81	39	273	76
不健全娯楽			5	5									1	1	6	6
その他	11	5	37	14	22	3				-1	7	6	10	8	87	35
合計	15	9	114	42	177	1	15	3	18	-6	151	1	171	62	661	112

7 福祉犯被害少年の罪種別・学職別状況

単位：人

被害罪名	小学生以下	中学生	高校生	大学生 その他学生	有職少年 無職少年	合計	前年同期比
青少年保護育成条例		4	4		1	9	7
児童買春・児童ポルノ禁止法	1	1				2	0
児童福祉法						0	0
風営適正化法		2	3			5	5
未成年者喫煙禁止法			1			1	-1
その他						0	0
計	1	7	8	0	1	17	
前年同期比	1	6	4	0	0		11

・福祉犯検挙件数は17件
（前年同期比＋8件）
・検挙人員は14人
（前年同期比＋6人）

8 今後の対策

- (1) 再非行防止に向けた立ち直り支援活動等の推進
- (2) 非行防止教室、親子の絆教室等による規範意識の醸成の推進
- (3) SNSに起因する子供の性被害防止対策の推進